

# 退職後の年金手続き

年齢	こんなとき	加入する年金制度
60歳未満	再就職する	再就職先にて厚生年金保険に加入する
	自営業者・その配偶者など(厚生年金保険やその被扶養配偶者以外の方)となる	国民年金に加入する[第1号被保険者になる]
	厚生年金保険や共済組合に加入する方の被扶養配偶者となる	国民年金に加入する[第3号被保険者になる]
60歳～64歳	再就職する	再就職先にて厚生年金保険に加入する
	・受給資格期間※が不足している	国民年金に任意加入できる
	・満額の老齢基礎年金が受けられない	
65歳～69歳	再就職する	再就職先にて厚生年金保険に加入する
	受給資格期間※が不足している	国民年金に任意加入できる(昭和40年4月1日以前生まれの方のみ)
70歳以上	受給資格期間※が不足している	厚生年金保険に任意加入できる[高齢任意加入被保険者]

※受給資格期間・・・年金を受けるために必要な期間